

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年7月8日(水)午後3時00分

場所 熊本市中央区桜町1番3号 熊本市民会館 大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄

2番 福原 幸一

3番 森 日出輝

4番 東 哲治

5番 眞鍋 宣孝

6番 谷口 憲治

7番 橋本 春利

8番 角居 登

9番 田上 泰則

10番 西富 大二郎

11番 網田 稔

12番 徳永 芳也

13番 西川 秀文

14番 木下 三智也

15番 上妻 孝市

16番 堀 恭子

17番 牧野 正治

18番 西田 廣行

19番 緒方 一臣

20番 内田 正憲

21番 田中 敏郎

22番 木村 憲正

23番 梅田 義弘

24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻過ぎましたが、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立いたしております。

それでは会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、本日は大変お忙しい中に総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。さて、今回は大雨で、熊本県の南部はじめ九州各地で甚大な被害が発生しております。熊本市では、幸いにも大きな被害は発生しておりませんが、まだまだ油断できない状況でございますので、皆様、十分注意していただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議題となっております。本日の総会の議事がスムーズにいけますよう、よろしくようお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくようお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記の指名を行います。本日の議事録署名者には、11番の網田稔委員と12番の徳永芳也委員を、書記に、事務局の村上浩徳技術主幹を指名いたします。よろしくお願ひします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願9件ですが、議案の修正がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の修正がございます。

お手元に議案の修正についてという1枚の紙を準備しておりますので、それをちょっと横に置いていただいて、議案の訂正をしたいと思います。

では、まず1ページ、議案の1ページ目を開いてください。

目次です。目次の第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申

請、件数が4件となっておりますが、1件取下げのため3件になりました。4件を3件に訂正してください。その下です、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、件数が40件となっておりますが、1件取下げのため39件になりました。40を39に訂正してください。次の次です、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(4号)です。件数が21とありますが、1件取消しのため20件となっております。21を20に訂正してください。一番下の合計が変わります。147件を144件と訂正してください。

次です。8ページをめくってください。

8ページの3番が取下げになっています。斜線を引いてください。8ページの3番です。

次に、16ページをご覧ください。

16ページの24番が取下げとなっております。斜線を引いてください。

次に、23ページの基盤法の集計表を見てください。こちらに、また別の紙で修正後の集計表を用意しています。別の1枚紙で、修正後というものがありますので見てください。修正後、これです、分かりますか、角居さん、これ。修正後ってやつです、下にまた別なのをちょっと。こちら正しくなりますので、修正後。ないですか。ありますか。その修正後というやつね、そちらが正しくなりますので、今のこちらにとじてあるやつは、バツ印をつけてください。バツ印をお願いします。修正後のやつが、正しいやつになります。

最後です、26ページを開いてください。

26ページの3番が、取消しになっています。26ページの3番に、斜線を引いてください。取消しです。

以上で修正を終わります。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、26件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、甥への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は酪農を営む専業農家で、申請地にはトウモロコシを作付されます。

2番は、新規就農及び孫への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で、営農計画書を確認したところ、申請地には露地野菜を作付されます。

3番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、申請地には露地野菜を作付されます。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より1番から3番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

5番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番、6番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

9番から13番は関連で、新規就農としての賃借権を設定する申請です。借人は、許可後、申請地にはミカンを栽培される計画です。借人に、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たされていることを確認しました。

以上9件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、5番から13番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、14番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

15番、16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

16番は、経営拡張のための賃借権による権利設定の申請です。借人は水稻を作付されており、許可後はキクラゲを作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、15番から16番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、17番。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。

ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、17番について地元より報告がございましたが、この件

については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

18番と19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、トウモロコシを作付されており、許可後はトウモロコシを作付される計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、18番、19番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

20番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

20番は、親から子への贈与で、所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を作っておられる兼業農家で、許可後におきましても、露地野菜を作付される予定です。

以上1件、さきの地区委員会において協議をした結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないとの協議結果でございませ

た。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、20番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

21番から26番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、新規就農のための所有権移転の申請であります。許可後はナス、水稻を作付される予定です。先日の地区委員会においていただき、営農計画等についてお聞きしましたところ、経験は浅いようでございますが、就農に当たっては、JAのほか地元の農家の方のご指導をいただきながら頑張っていきますとのことであります。

22番は、使用貸借権の設定による後継者への経営委譲の申請であります。世帯は別ですが、これまで実家の農業に従事されており、許可後は水稻を作付される予定であります。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人はミカンを生産される兼業農家で、許可後におきましてもミカンを作付される計画であります。

24番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人はスイカ、ミカンを生産される専業農家で、許可後はキュウリ、トマト等を作付される予定であります。

25番は、第三者へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、タバコを生産される専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

26番は、新規就農のための賃貸借設定の申請であります。先日の地区委員会においていただき、営農計画等についてお聞きしましたところ、借人は現在、畜産業を営む実家の農業に従事しておりますが、今回、新規就農のために申請地を借り受けられ、許可後は飼料用稲を作付されるということであります。

以上6件につきまして、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件には該当しないものと協議いたしま

したご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、21番から26番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

1番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

1番は、今年1月に許可を受けて建設中の太陽光発電設備に隣接する農地を取得し、既存の事業用地と一体として利用するため、事業計画変更承認申請をされたもので、新たに取得される農地1筆につきましては、同時に農地法第5条の許可申請がなされております。

変更内容は、既に許可を受けた農地10筆5,701㎡に申請地1筆1,114㎡を加えるもので、変更後の面積は合わせて6,815㎡となります。土地利用計画といたしましては、太陽光パネル1,540枚、発電容量388.96kwの設置で、当初計画と枚数、発電容量とも変わりませんが、変更後新たに取得される農地にもパネル264枚を設置される計画であり、これにより、当初の太陽光パネルの設置位置を見直すことで、より発電効率の良い太陽光パネルの配置が可能になるということです。

資金計画につきましては、今回の変更に伴い、新たに土地取得費が必要となりますが、当初の事業費を含め残高証明等により確認済みです。

工事期間につきましては、当初完了予定、令和3年3月31日を事業計画変更により令和3年6月30日までとする計画となっております。なお、追加する農地につきましては、ほかの10筆の農地と同様で、10ha未満の小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断いたします。

さきの地区委員会におきましては、変更後の事業実施が確実であること及び変更による周辺農地への影響もないことが認められるとともに

に、変更後の事業が転用許可基準を満たしているものと判断し、今回の事業計画変更につきましては、何ら問題ないと協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請人は、木材の生産、販売等を営む法人で、資材置場への転用申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されません。代替性検討表は添付されております。土地利用計画は砕石、山砂等の一時置場及び重機、車両置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。現況をそのまま利用されますので、資金、工事費等は発生しません。また、周辺農地への営農上条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積383㎡に個人住宅軽量鉄骨2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可は必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年1月25日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

3番は、取下げです。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。3番は取下げで4番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、家族の所有する台数が増えたことにより駐車スペースが手狭になったため、自宅に近接する申請地に、普通車1台分の駐車場として転用面積38㎡の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、

隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年9月10日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしております。今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、39件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番について、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、不動産の売買等を営む法人が所有権を移転し、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は、建て売り住宅12棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件に

については何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、1番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、
申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。
続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、建設機械のリース、レンタル等を営む法人が所有権移転し、
資材置場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の見込まれる区
域内にあり、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農
地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されて
おります。土地利用計画はトラック、重機置場26台分として整備さ
れる計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、
信用等転用行為の確実性が認められ、周辺農地への営農条件に支障を
生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和2年12月3
1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しており
ます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立
地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協
議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元よりの報告がございましたが、この件
について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

3番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積328㎡に個人住宅木造1階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、立木含む総事業面積749.71㎡、転用面積59㎡に建て売り住宅木造2階建て3棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

5番から8番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付き売買予定地への転用許可申請です。建築条件付き売買予定地とは、平成31年3月に新たに創設された制度です。宅地造成のみを目的とした転用は認められませんが、転用事業者と土地購入者の売買契約から一定期間以内に、転用事業者が指定する建築業者と建築請負契約を締結すること、また、その期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、土地の売買契約を解除されることが契約書に規定されていること、さらには、転用事業者は売買できなかった区画には転用事業者自ら住宅を建設すること、この要件を全て満たすことが確実に認められるときには、例外的に宅地造成のみの転用を認めたものです。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第

1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積2,071㎡に建築条件付き売買予定地8区画、新設道路、防火水槽、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。また、建築条件付き売買予定地としての要件も全て満たしていることを確認いたしております。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和5年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上6件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも協議基準を満たしており、今回の申請は妥当のものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番から8番まで地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

9番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番から11番は関連で、保育所、特別養護老人ホーム等を営む社会福祉法人が所有権移転による保育所建設のための許可申請です。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域であり、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,842㎡に保育所1棟及び車両12台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第1号に係る許可

の運用基準により、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

12番～14番は関連で、インターネット広告代理事業等を営む法人が賃貸借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、第3種農地の区域に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域であり、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積2,072㎡に社員及び来客用車両81台分の駐車場整備の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年12月28日までを予定しており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

15番は、産業廃棄物処理業などを営む法人が所有権移転により資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積797㎡に再生流用土置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年1月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

16番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積460.48㎡、転用面積424㎡に建売住宅木造2階建て2棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地には廃土置場として利用されていた経緯があり、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年3月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

17番から21番は関連で、不動産業などを営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積

2,698.76㎡、転用面積2,425.09㎡に建売住宅、木造2階建て8棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

22番は、所有権移転による貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当し、かつ、譲受人はその集落に居住されています。自身が勤務する法人へ資材置場として貸付けされる計画です。代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積389㎡にコンクリートブロック製品養生置場として必要な貸資材置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年8月10日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上14件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、9番から22番まで詳しく説明がございました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

23、25、26番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

23番は、所有権移転による倉庫及び駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農

地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人が駐車場と不要家具整理のため、申請地に簡易倉庫を2棟及び普通車2台、軽自動車1台分の駐車場を整備される計画で、妥当な面積と思われま。なお、無許可で小屋を建築しており、深く反省する旨の始末書の添付がなされております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年8月1日から令和3年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、不動産の売買等を営む法人が農地を所有権移転し建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅13棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事計画は、令和2年8月1日から令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による車両置場、資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、自動車中古部品販売業を営む譲受人が、申請地に車、バイク、自転車、アルミホイール等の中古部品販売のため車両置場を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。なお、既に車両置場として利用されてますが、無許可で使用していたことに対し、深く反省する旨の始末書の添付がなされております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、23番から26番について地元よりご報告がございましたが、この件について何かご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、25番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、
申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、27番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

27番から32番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟を整備される計画で、適切な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和3年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

28番は、所有権移転による個人住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟及び道路を整備される計画で、適切な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和2年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権移転による個人住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟及び道路を整備される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地へ

の被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査の回答書の提出もなされております。工事期間は、令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、所有権移転による個人住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟及び道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

31番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟及び酪農資材仮置場、酪農作業車両駐車場、農作業用スペースなどを整備される計画です。農家住宅はおおむね1,000㎡で、農地の有効利用の点から妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。工事期間は、令和3年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

32番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。なお、申請地は以前より通路として使用しており、無断で使用していたことに対し深く反省している旨の始末書の提出がなされております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされてお

ます。工事計画は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、27番から32番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

33番から39番について、地区委員会で協議状況についてご報告いたします。

33番は、先ほどの第2号議案でご承認いただきました事業計画変更承認申請に伴う転用申請で、太陽光発電システムの製造、販売等を営む法人が、新たに取得した農地について所有権移転の申請をされるものです。事業計画等につきましては、先ほど第2号議案でご説明したとおりです。

次の、34番から37番は関連になります。太陽光発電システムの製造、販売等を営む法人が太陽光発電設備へ転用するため、所有権移転の申請をされたものです。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地11筆、5,583.38㎡と山林部分を合わせた総事業面積6,139.38㎡に太陽光パネル1,144枚、発電容量403.2kwを設置するもので、転用面積としては妥当な面積と判断いたします。工事費、土地取得費等必要な資金については、添付の残高証明書により確認しており、その他経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等添付書類もそろっております。また、事業に伴う土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害等は発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和3年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

38番につきましては、譲受人が申請地を取得し、貸し資材置場及び貸し駐車場に転用するため所有権移転の申請をされたものです。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、建設用資材置場及び車両4台分の駐車場として利用されるということで、転用面積としては妥当な面積と判断いたします。土地取得費、造成費等必要な資金については、残高証明書により確認しております。また、周囲に農地がないことから、造成工事中及び転用後における営農への支障はないものと思われます。工期は、許可日から令和2年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

39番は、町内自治会による公民館建設のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地559㎡に延床面積129.96㎡の公民館1棟の建築及び10台分の駐車場として利用する計画であり、転用面積として妥当な面積と判断いたします。建築費、土地取得費など必要な資金については、添付の残高証明書により確認しております。また、工事に伴う土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害等は発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和4年12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、転用許可と同時に開発許可が必要になりますが、事前協議が行われていることを確認済みです。

以上7件、さきの地区委員会におきまして、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしているものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、33番から39番について地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、34番からの37番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、40番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

40番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

40番は、太陽光発電システムの製造、施工などを営む法人が申請地に賃借権を設置し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1筆887㎡に太陽光発電パネル328枚、発電容量101.68kwで、転用面積としては妥当な面積と思われます。事業計画、残高証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせなどの添付書類もそろっております。また、造成中の土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害などにつきましてもないものと思われます。工期は、許可日から令和2年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会において立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、40番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

それでは、調査委員会委員長より協議の結果の報告をお願いします。

6番 谷口憲治委員

調査委員会委員長、6番委員の谷口でございます。

1番、2番は関連でございます。農地法第18条第1項の規定による許可申請でございます。本案件につきましては、熊本市農業委員会調査委員会を2回開催し、調査協議を行いました。その結果、許可相当と判断し、総会において審議をお願いするものでございます。

本案件は、市街化調整区域内の南区富合町清藤の隣接した農地2筆の賃貸借解約の申請で、合意解約ではなく、土地所有者からの単独申

請でございます。

申請人によりますと、当該農地は戦前からの権利不明耕作ですが、転用の具体的な計画があり、賃借人に対し、平成21年より賃貸借契約の解約申出をしましたが、合意に至らず、今回の申請に至ったということでございます。

申請理由は、申請地に建て売り住宅を具体的に計画しているとのことです。

調査委員会では、許可の要件にある農地法第18条第2項第2号のその農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることが相当とする場合に該当するかどうかを調査協議いたしました。

その調査内容について説明をいたします。

農林事務次官通知、農地法関係事務にかかわる処理基準について、第9の2の(2)に記載の農地法第18条第2項第2号の判断基準によりますと、法第18条第2項第2号に該当するかは、例えば具体的な転用計画があり、転用許可が見込まれ、かつ、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等から見て、賃貸借契約を終了することが相当と認められるかなどの事情により判断するものとする、明記されております。そこでこのことを本案件に照らし合わせ、具体的な転用計画があり、転用許可が見込まれるかどうか、それから、賃借人の経営及び生計状況、離作条件等から見て賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか、この2点を調査協議をいたしました。

まず、1つ目の調査項目、具体的な転用計画についてでございますが、最初に現地を確認し、当該農地が市街化調整区域内の農地であることを確認いたしました。当該農地は、国道3号から近く、市街化区域に近接し、市街化の傾向の著しい区域にあり、300m以内にJR富合駅のある第3種農地であることを確認いたしました。また、都市計画法第34条第11号に基づく集落内開発制度指定区域に位置していることを併せて確認をいたしました。

次に、転用計画の建て売り住宅について、申請書に添付されている事業計画の詳細、資金証明等の関係書類にて転用計画の具体性及び確実性が十分であること、また、農地法による転用許可申請がなされれば許可の見込みがあることを協議いたしました。

次に、2つ目の調査項目、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等から見て賃貸借契約を終了させることが相当と認められるかについて、調査協議をいたしました。賃借人の保護の観点から、各申請人から議案番号1番について133万円、同2番について176万円の離作料を支払う旨の提示がなされております。賃借人に対して、農業経営及

び生計上の打撃を緩和する処置が考慮されていることと見受けました。このことから、今回の賃貸借の契約解約により、生計に及ぼす影響は過小なものであると考えられます。

以上のことより、本案件について総合的に判断しますと、農地法第18条第2項第2号に掲げるその農地又は採草放牧地は農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合に該当するものと判断され、離作料の支払いを条件に、本賃貸借を終了させることは相当と判断できるとの結論に至り、熊本市農業委員会調査委員会において許可相当であると判断したところであります。

以上、報告いたします。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、委員長より報告がございましたが、何かご意見等、ご質問等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　まず、第6号議案ですけれども、先ほど申しました右上のほうに修正後と書かれました集計表になります。

　　第6号議案、第7号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

　　まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から28ページの7番までの合計6件で、1番と2番の2件が公社からの売渡し、4番から7番までの4件が公社による買取りです。面積は6件合わせまして、田2万3,516㎡、畑3,411㎡、農業用施設用地1万1,226.16㎡の合計3万8,153.16㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細28ページの8番から31ページの16番までの合計9件で、契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が3件で、面積は9件合わせまして、田1万5,893㎡、畑1万1,372㎡の、合計2万7,265㎡です。権利の種類は賃貸借及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹、飼料作物で

す。

次に、再設定分です。明細31ページの17番から33ページの21番までの合計5件で、契約期間別では、6年未満が5件で、面積は5件合わせまして、田4,809㎡、畑6,313㎡の、合計1万1,122㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、麦です。

続きまして、第7号議案です。

34ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細35ページの1番から53ページの49番までで、契約期間別では、6年未満が32件、6年以上10年未満が1件、10年以上が16件で、面積は49件合わせまして、田9万5,494.01㎡、畑5万3,570㎡の、合計14万9,064.01㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、非農地証明願1件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、所有している土地を確認していたところ、農地であることが判明しました。申請地には、地元住民2人からの証明、昭和23年撮影の航空写真により宅地として利用されていたことを推測できます。このことから、昭和27年10月20日農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会での協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご質問等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出でございます。願出人は兼業農家で、対象農地2筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、2番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出人は花き園芸をされている農家で、対象農地5筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、3番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

3番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

願出人は花卉の栽培農家で、対象農地2筆につきましては、現在、ユリが栽培されており、引き続き農地として適正に管理、耕作が行われていることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきましては、証明書の交付について何ら問題ないと協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から9番までの合計187件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長

以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。

次に、次第6、その他ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

お手元の資料で、上に丸囲みで写しと書いてあります両面の1枚ものの資料をご覧ください。

こちらは、令和元年の全国農業新聞、こちらの普及部数の部の表彰で、熊本市農業委員会が全国で第2位となりましたので、ご報告をいたします。この数字のご説明をいたします。514.92部と書いてありますけれども、これが31年1月から元年12月までの1年間の熊本市での農業新聞の購読数の合計を12で割った数ということで、1か月平均の数が514.92部ということで、全国で第2位ということですが、括弧書きの7.25部というのが、こちらが委員さんの数に対する割合ということで、514.92部を、これが31年1月当時の農業委員さんと推進委員さんの合計の数で71名で割った7.25部ということになっております。こちらのほうについては、全国の農業会議所から2万円奨励金という形で交付がされましたので、こちらについては、6月15日付で熊本市の地域振興農業委員協議会の会計のほうに受け入れましたので、併せてご報告をいたします。

次に、県の農地利用最適化推進大会、毎年あります、こちらの開催予定のお知らせになります。こちら、資料はございませんが、今年度は、8月28日金曜日、13時半から16時の予定になります。県立劇場コンサートホールで行われます。今年は、コロナの関係で、県央、県北地域が県立劇場と、県南地域についてはウイングまつばせの2か所で、ブロック別の研修会として開催されるということです。正式な文書については、後日、県の農業会から到着後、皆さんのほうにお配りいたしたいと思っております。

事務局からは以上です。

議長

全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件につきましては、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

本当にお疲れさまでございました。

事務局 ありがとうございます。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時24分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年7月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 網田 稔

署名委員 徳永 芳也

書 記 村上 浩徳